



発行 新潟県

第 16 号

令和3年2月26日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 196 自動車税（種別割）における身体障害者等の減免申請期限の延長（税務課）
- 197 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 198 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
- 199 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
- 200 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
- 201 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
- 202 道路の区域変更（道路管理課）
- 203 道路の供用開始（道路管理課）
- 204 道路の区域変更（道路管理課）
- 205 道路の供用開始（道路管理課）
- 206 公有水面埋立の竣功認可（河川管理課）
- 207 県営住宅の家賃算定に係る利便性係数の変更（建築住宅課）
- 208 都市計画事業の事業計画の変更施行（下水道課）

公 告

指定管理者の募集（基幹病院整備室）

病院局公告

特定調達契約の契約者等について（病院局経営企画課）

一般競争入札の実施について（病院局経営企画課）

選挙管理委員会規程

- 1 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第196号

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、条例第73条第1項及び条例第74条第1項の規定による自動車税の種別割の減免（条例第69条第1項に規定する証紙徴収の方法によるものを除く。）に係る申請のうち、その期限が令和3年4月1日から令和3年6月29日までの間に到来するものについては、条例第73条第2項及び条例第74条第2項の規定にかかわらず、その期限を令和3年6月30日まで延長する。

令和3年2月26日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第197号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和3年2月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
関川村	4者	若山310番2ほか29筆 3.7ha
新発田市	51者	五十公野原中3594番ほか543筆 72.8ha
阿賀野市	23者	嶋瀬村下890番ほか208筆 28.1ha
胎内市	8者	新館榎ノ東635番ほか45筆 8.4ha
聖籠町	61者	諏訪山苔沼1702番1ほか1035筆 85.4ha
新潟市	81者	北区新鼻福島潟乙26番124ほか901筆 83.1ha
五泉市	3者	船越窪田1131番1ほか70筆 3.0ha
三条市	18者	代官島埋り田3063番ほか360筆 36.9ha
燕市	81者	小高稲場廻り1905番ほか956筆 99.1ha
弥彦村	7者	麓村山沖762番ほか101筆 12.1ha
長岡市	8者	富島町水フケ22番ほか52筆 2.7ha
見附市	1者	名木野町岩沢3425番ほか5筆 0.3ha
小千谷市	2者	川井沖ノ田5430番3ほか14筆 1.1ha
南魚沼市	5者	上一日市毘沙門713番1ほか31筆 3.5ha
十日町市	4者	重地丁3814番ほか24筆 3.2ha
津南町	1者	上郷宮野原9824番ほか10筆 1.7ha
刈羽村	1者	割町新田ヨブ田1660番ほか4筆 1.0ha
上越市	21者	米町3501番1ほか521筆 41.4ha
妙高市	2者	十日市枝折田4番ほか9筆 1.9ha
糸魚川市	10者	道明川端599番ほか95筆 9.4ha
佐渡市	101者	加茂歌代車塚1890番1ほか1149筆 190.7ha
合計	493者	6,183筆 689.4ha

2 認可年月日

令和3年2月26日

◎新潟県告示第198号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和3年2月26日

新潟県知事 花角 英世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
阿賀野市大字堀越字片田3026番	田	548
阿賀野市大字堀越字片田3038番	田	56
阿賀野市大字堀越字片田3257番	田	842
阿賀野市大字堀越字砂田3285番1	畑	548
阿賀野市大字堀越字砂田3286番	田	46
阿賀野市大字堀越字砂田3415番1	畑	519
阿賀野市大字堀越字砂田3415番子	田	23
阿賀野市大字堀越字砂田3416番1	田	39
阿賀野市大字堀越字砂田3416番2	田	9.91
阿賀野市大字堀越字砂田3429番	畑	109
阿賀野市大字寺社字鴨深甲3042番	田	2,023

2 申請に係る農地の利用の状況

現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和3年6月	5年	214,175 円

5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名、及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和3年3月12日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第199号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和3年2月26日

新潟県知事 花角 英世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
阿賀野市大字堀越字片田2644番3	畑	638
阿賀野市大字堀越字片田2645番1	畑	826
阿賀野市大字堀越字片田2646番8	畑	109
阿賀野市大字堀越字片田2646番9	畑	72

2 申請に係る農地の利用の状況

現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和3年6月	5年	14,720 円

5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名、及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

- (2) 提出期限
令和3年3月12日
- (3) 提出先
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県農林水産部地域農政推進課
- (4) 提出方法
上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第200号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和3年2月26日

新潟県知事 花角 英世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
阿賀野市大字堀越字市戸3964番	田	1,140
阿賀野市大字堀越字片田3498番1	田	868
阿賀野市大字堀越字片田3499番1	田	580
阿賀野市大字堀越字砂田3287番1	田	1,004
阿賀野市大字堀越字砂田3292番1	畑	50
阿賀野市大字堀越字砂田3410番1	畑	66
阿賀野市大字堀越字砂田3410番3	田	6.55
阿賀野市大字堀越字砂田3411番1	田	0.42
阿賀野市大字堀越字砂田3413番1	畑	52
阿賀野市大字堀越字砂田3413番子	田	16
阿賀野市大字堀越字砂田3414番1	田	376

2 申請に係る農地の利用の状況

現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和3年6月	5年	189,280円

5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名、及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和3年3月12日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第201号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和3年2月26日

新潟県知事 花角 英世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
妙高市大字十日市字上櫓田450番	田	3,647
妙高市大字十日市字七日市705番	田	1,505

2 申請に係る農地の利用の状況

現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和3年6月	5年	283,865円

5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名、及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和3年3月12日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第202号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年2月26日

新潟県知事 花角 英世

1 道路の種類 県道

2 路線名 五泉安田線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
阿賀野市保田字五反畠1529番1から	新	6.4~15.0メートル	537.8メートル

同市保田字五反畠1439番1まで	旧	4.0～8.2メートル	537.2メートル
------------------	---	-------------	-----------

◎新潟県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年2月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 五泉安田線
- 2 供用開始の区間
阿賀野市保田字五反畠1529番1から同市保田字五反畠1439番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年2月26日

◎新潟県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年2月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 405号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
中魚沼郡津南町大字結束子215番17から	新	6.0～52.0メートル	185.3メートル
同郡同町大字結束子123番1まで	旧	6.0～36.0メートル	185.3メートル

◎新潟県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年2月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 405号
- 2 供用開始の区間
中魚沼郡津南町大字結束子215番17から同郡同町大字結束子123番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年2月26日

◎新潟県告示第206号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立の竣功を次のとおり認可した。

令和3年2月26日

新潟県佐渡地域振興局長

- 1 竣功認可年月日
令和3年2月9日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び住所

- (1) 名称 新潟県佐渡地域振興局
- (2) 住所 新潟県佐渡市相川二丁目浜町20番地1
- (3) 代表者氏名 佐渡地域振興局長 樺澤 尚
- (4) 代表者住所 新潟県佐渡市相川二丁目浜町20番地1

3 埋立区域

(1) 位置

新潟県佐渡市高瀬1238番地3から1238番13に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち7の地点から8の地点までを順次に結ぶ平成29年の秋分の満潮位(D.L.+0.464m)における公有水面と陸地と境界線、8の地点から9の地点とを結んだ線、及び9の地点から7の地点までを順次に結んだ線により囲まれた区域

- 7 の地点 佐渡市高瀬の県道の道路敷きにある基準点A.5(北緯38度00分01秒8813、東経138度14分04秒4107)から227度17分34秒4.242メートルの地点
- 6 の地点 7 の地点から143度49分36秒1.299メートルの地点
- K472の地点 6 の地点から143度47分50秒7.402メートルの地点
- 5 の地点 K472の地点から143度48分05秒4.081メートルの地点
- 4 の地点 5 の地点から160度51分24秒12.710メートルの地点
- 8 の地点 4 の地点から163度38分05秒4.947メートルの地点
- K471の地点 8 の地点から230度33分27秒1.475メートルの地点
- 9 の地点 K471の地点から230度33分16秒2.608メートルの地点
- 1 の地点 9 の地点から342度33分01秒6.493メートルの地点
- 2 の地点 1 の地点から342度23分15秒12.602メートルの地点
- 3 の地点 2 の地点から339度52分42秒10.959メートルの地点
- 7 の地点 3 の地点から339度52分31秒1.244メートルの地点

(3) 面積

90.42平方メートル

4 埋立の免許年月日及び番号

令和元年9月17日 新潟県佐振地第3219号

5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村

佐渡市

◎新潟県告示第207号

新潟県営住宅条例(昭和35年新潟県条例第6号)第15条第2項の規定により、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第2条第1項第4号に規定する数値(令和2年12月新潟県告示第1316号)を次のとおり改め、令和3年3月1日から実施する。

令和3年2月26日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
住宅名	棟	利便性係数	住宅名	棟	利便性係数
(略)			(略)		
北入蔵	1号棟	0.9949	北入蔵	1号棟	0.9949
		1.0000			2号棟
	0.9949	1.0000			
	0.9949	1.0000			
	0.9949	1.0000			
	1.0000	0.9949			

西大崎	4号棟	0.9949	西大崎	4号棟	0.9949	
		1.0000				
	1号棟	0.9739		1号棟	0.9739	
		1.0000				
	2号棟	0.9739		2号棟	0.9739	
		1.0000				
	4号棟	0.9739		4号棟	0.9739	
		1.0000				
	5号棟	0.9739		5号棟	0.9739	
		1.0000				
	6号棟	0.9739		6号棟	0.9739	
		1.0000				
	7号棟	0.9739		7号棟	0.9739	
		1.0000				
(略)			(略)			
(略)			(略)			

◎新潟県告示第208号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり施行する。

令和3年2月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称
新潟県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 南魚沼都市計画下水道事業
 - (2) 名称 魚野川流域下水道（六日町処理区）
- 3 事業施行期間
昭和57年3月12日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

公 告

指定管理者の募集について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例（平成21年新潟県条例第35号。以下「条例」という。）第9条の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

令和3年2月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 募集する事項
 - (1) 対象施設及び対象業務
 - ア 対象施設
新潟県立県央基幹病院（以下「県央基幹病院」という。）
 - イ 対象業務
 - (ア) 県央基幹病院における診療に関する業務
 - (イ) 利用料金の収受、手数料の徴収に関する業務

- (ウ) 県央基幹病院の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (エ) その他、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

(2) 指定の期間

業務開始日から開始日の属する年度の末日までの期間に15～20年を加えた期間で、指定管理者が提案する期間とする。

なお、指定管理者は、業務開始日前日までの間、県と締結する病院開設準備に係る協定に基づき、指定管理予定者として県央基幹病院の開設に向けた準備を行うものとする。

2 申請資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「役員等」という。）に就任していないこと。
- (3) 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員が役員等に就任していないこと。（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。）
- (4) 県の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
- (6) 県税等を滞納していないこと。
- (7) 経営状況が健全であること。
- (8) 指定管理者になろうとする法人及びその役員等が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等が暴力団である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

3 募集に関する必要な事項を示す場所等

- (1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、募集要項の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県福祉保健部基幹病院整備室県央班（企画調整担当）
電話 025-280-5631（直通）
- (2) 募集要項の交付方法
前記3(1)で交付する。また、新潟県ホームページからも入手可能である。
- (3) 申請書類の提出期間
令和3年2月26日（金）から令和3年4月23日（金）まで

4 その他

- (1) 失格 虚偽の申請を行った場合及び本件募集要項において示した条件に違反した場合は、失格とする場合がある。
- (2) 指定管理者候補の選定 選定基準に基づく指定管理者審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補を選定する。
- (3) 指定管理者の指定 指定管理者は県議会の議決を経て指定する。
- (4) その他 詳細は募集要項による。

病院局公告

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について契約者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年2月26日

新潟県立津川病院長 原 勝人

- 1 調達件名及び名称
医療情報システム一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県立津川病院経営課 新潟県東蒲原郡阿賀町津川200番地
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
随意契約
- 5 契約日
令和3年2月8日
- 6 契約者の氏名及び住所
株式会社BSNアイネット
新潟県新潟市中央区米山2丁目5番1号
- 7 契約金額
130,680,000円
- 8 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、多用途透析用監視装置等について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年2月26日

新潟県立吉田病院長 中村 厚夫

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
多用途透析用監視装置3台等 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
令和3年3月31日（水）
 - (4) 納入場所
新潟県立吉田病院 透析室
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
 - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-0242

新潟県燕市吉田大保町32番14号

新潟県立吉田病院 経営課

電話番号 0256-92-5111 内線413

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和3年3月5日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和3年3月12日(金)午前10時00分

新潟県立吉田病院 講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立吉田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第1号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年2月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
三条市	(略) 介護療養型老人保健 施設 三条東 <u>富永草野病院 介護 医療院</u>	(略) 三条市北入蔵2 丁目17番27号 三 条東病院内 <u>三条市興野二丁 目2-25</u>	三条市	(略) 介護療養型老人保健 施設 三条東	(略) 三条市北入蔵2 丁目17番27号 三 条東病院内
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。